

第5回 鹿沼市子ども・子育て会議 議事録

日時：平成26年7月29日（火） 14時00分～16時00分

場所：鹿沼市民情報センター 1階 研修室

出席者：鹿沼市子ども・子育て会議委員

学識経験を有する者：高柳恭子

子どもの保護者：荒井正行、宇賀神一晃、寺内建次

子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者：

関口直美、堀川照子、田野井輝恵、柴崎君江、仲田美智子、石川直美、阿久津真吾

関係団体から推薦を受けた者：岩本雅子、大貫毅、佐藤誠、武田淳子

関係行政機関の職員：直井茂、佐藤昭男、岡部健

(欠席者：細川朋子、茂呂英運)

事務局 6名

1. 開会

2. あいさつ

高柳恭子会長あいさつ

3. 議事

(1) 子ども子育て支援事業計画における鹿沼市次世代育成支援対策事業の継承について(資料1)

(事務局より説明)

大貫委員：次世代育成支援対策事業は平成27年3月で終わる。国の指針では、新たなもの作る方向も示されているが、鹿沼市の場合は、新たなものを別に作るのではなく、本計画の中に盛り込んでいくという理解でいいか。

事務局：その通り。国から一体的に計画を作っていいと示されている。

大貫委員：資料1のP4の図で次世代育成支援対策事業と本計画の間で、矢印で結ばれている部分はほぼ同じだということだと思うが、結ばれていない部分はどうなるのか。

事務局：こちらの図は、次世代育成支援対策事業計画を継承するかどうかが決まっていな
いに作ったものなので、次世代の計画の中から、本計画で定めることが法律で決められて
いる一部だけを抜き取る形で考えていた。同じ子どもの支援に関する計画なので、2つ
計画があるよりは、取り込んで一体的に作った方がいいと考えたため、そのような形を
今回、提案した。

大貫委員：計画の範囲が増えるということは、自分たちの議論の範囲も増えるという事か。

事務局：その通り。

会長：前回までは、次世代育成支援対策事業の一部を本計画で取り組むことで考えていたが、
2つの計画を1つに統合して進めていきたいという市の方向性。

関口委員：10年も行っていた大きな計画について、今まで触れていなかったのに、7月になって
国の子ども・子育て会議で初めて出てきた話なのか。

会長：第1回から触れていたが、その時には、まだ10年間の延長が決まっていなかった。内
容的には大半のところ重複しているの、一本化して一体的に進めていくのが市の
考えということ。

荒井委員：次世代育成支援対策事業計画が平成27年3月に終了するという事なので、それまでに
本計画を作るという事か。

事務局：次世代育成支援対策事業計画が終了し、本計画は平成27年4月からのスタートで、ち
ょうど計画の切れ目とスタートが同じタイミングなので、一体的に進めていきたい。ま
た、県や他市の状況を見ても、一体的に進めていく方が多い。今後、本計画も毎年、見
直し・検証を行っていく予定であり、次世代育成支援対策事業も同じように行ってきた
るので、毎年、同じことなら1度で済ませた方がいいと考えた。

岡部委員：少子化対策ということで10年前に国が次世代育成支援法を作って、本市でも前期・後
期10年の計画で作成したのが次世代育成支援対策事業計画。今回の計画は、子ども・
子育て支援法に基づき、幼児教育の質の向上や量の見込み等が示され、みなさんのご
意見をいただきながら作成するという事でスタートしたが、次世代育成支援法が10
年間継続することになったことから、本計画に併せて、みなさんに議論していただ

うということになった。以前、委員のみなさんからワークライフバランス等のご意見も出ても、本計画ではそういったものは記載できなかったが、次世代の法律を継承する中では、そういったものも盛り込める。

会 長：2つの法律があって、内容的には重複しているのですが、今後、運用することを考えれば、一体化して市の考えを示していった方がいいということだと思う。了承してもらえるか。

委 員：異議なし。

(2) 事業計画における量の見込み及び確保について (資料 2)

(事務局から説明)

会 長：量の見込みを確定し、その量によって確保策を考えていくが、前回、驚くような見込みの数字が出ていた。国の方から量の見込みの算出方法について修正案が出ているもの、また、国の方法では確定できないものについて、実績からの修正していく方法をとって修正しているものがある。

荒井委員：P11の「一時預かり事業 幼稚園」の検討内容2番目に、利用定員の確認について、新制度では認可定員と利用定員との区分が厳しくなるとあるが、どういう意味か。

事 務 局：新制度において、施設の認可の定員と実際に利用する定員の差が現状であるので、どういった方法で確認するかについて、まだ検討中。これから運営していく中で、今後、各園から利用定員が出てくるということで考えている。

荒井委員：今後、わかってくるという事か。

事 務 局：今後、制度の中でどういう形で各園が対応していくかによって、わかっていくと思う。また、国からも事業の詳細が示されていないため、どういう形になるか提案できないため、変更の余地があると考えている。

会 長：どこの市町村でも同じだが、新制度の事業内容について確定しているものが出せないのに、計画は進めなければならない状況にある。

仲田委員：ファミリー・サポート・センター事業について、現状では、おおむね小学校3年生までが対象で、希望があればそれ以上の学年の児童も受けている。高学年の二スズ量が出

ているが、今後、高学年まで対応しないといけないという事が。二ーズ量は、今後、そうしていく際の目標の数値という事が。

事務局：国から出ている二ーズ量は、低学年・高学年で出すように示されている。今後、どのように高学年の二ーズ量に対して確保していくかについては、県と相談しながら進めていきたい。その際は、事業内容を聞かせていただきながら検討したい。

仲田委員：ファミリー・サポート・センターは全国一律の金額・内容ではなく、事業内容は自治体によって異なるので、国を基準として本市なりの内容・目標を考えられればいいと思う。

会長：量の見込みに対して、必ずしも新しい事業を展開していけるわけではない。今ある事業の中で工夫したり、改正することで対応できることがあるならば、今後、各委員からご意見をいただきたい。今後、量の見込みが確定すれば、いろいろなアイデアが出てくると思う。その時に、既存のファミリー・サポート・センター事業の対応を少し変えることで対応できることがあるかもしれない。

直井委員：P8の「子育て短期支援事業」の量の見込みが少ないが、他の類似事業での支援もあり、市としては、このぐらいの量で足りるという考えという事が。

事務局：あくまで二ーズ調査から出た数値を国の手引きから算出した数値。少なくはあるが、これが現状から出た二ーズ量かと考えている。

直井委員：例えば、宇都宮市では、保護者の出産や病気に伴って7日間、子どもを預かるために、児童福祉施設や乳児院等と契約してサービスを行っているようなので、本市で他の部分で足りていれば、改めて対応する必要はないが、もう少し需要がありそうかなという印象がある。

事務局：(担当から現状の説明)過去の実績では平成23年～25年に0となっているが、二ーズがない訳ではない。実際に家庭こども相談室に相談が入ることがあり、契約している児童福祉施設(ネバーランド)に確認するが、施設が飽和状態で受入が難しいことがある。その際は、兄弟・親戚等にお願ひできないかという方向で話をしている。今後については、児童福祉施設からショートステイ事業のために、1部屋を確保しているという話を

いただいている。

佐藤委員：今後の計画を進めるにあたって、数字を定めていかなければいけないという事なので、現状のニーズとして、この数字はとりあえず賛成するが、国は予算がないから縮小するために、修正案を出して、数字をむりやり合わせようとしている気がする。国では 50 年後に 1 億人と言っているが、それより 10 年・20 年後に本市ではこれだけの子どもや人口を維持するという方が本来のニーズだと思う。これが本当の市民のニーズかどうかは疑問があるということは、意見として伝えておく。

会長：各委員の中でそのような思いはあると思うが、行政としては、国の手引きに従って、算出するしかない。専門家の立場から見れば、あり得ない数字である等、別の部分が見えてくると思うので、それぞれの立場から、関わりのあるところはよく見てもらいたい。新制度も動いており、定まらないので、やりにくいところはあるが、本市としてどの対策に力を入れるか、目には見えないけれど、これが必要だということが大事になってくる。

大貫委員：国の修正案というのは、一律で示されるのか、それとも本市の結果を国に報告した結果、ここは修正が必要というような指示があるのか。

事務局：修正案については、資料が県を通して示される。ここで示されるニーズ量が現状とあっているかという委員のご意見もあるが、今後、計画を作成する中で量の見込みや確保策を定めていき、5 年間の中で、その都度、実績に沿った形で見直しを行って進めていただければと考えている。あくまでニーズ調査の結果から算出した数字なので、実状とあっていないという事であれば、今後、制度が動き始めてからご意見をいただいても修正もできる。

会長：今回、疑問や不安に思う点等があると思うが、そういった点は記録しておいていただき、今後、確保策を考える際に、どのような事業やサービスが必要なのか検討するにあたって、提案してもらえれば、市としてのより良い方策が取れるのではないかと思います。今日の市の提案を承認し、今後、確保の方策については、みなさんからアイデアを出してもらいながら、検討していく。量の見込みは仮の数字だが、それに対して、

どのように確保していくか、どのように事業として具体的な形にしていくのかを検討していくので、これからが正念場になる。国の方針等を踏まえ、市で算出した量の見込みについて、了承してもらえるか。

委員：異議なし。

(3) 子ども・子育て支援制度に係る条例(案)に伴う各種基準について(資料3)

(事務局より説明)

直井委員：パブリックコメントの中で小規模保育施設と認可保育所の配置基準が違うのではないかという意見があるが、本当に違うのか。

事務局：ハンドブック P8 にあるように小規模保育施設 A・B・C 型とあり、保育所の配置基準で、0 歳児が 3 : 1、1・2 歳児が 6 : 1 の基準+1 名が認可基準となっている。保育士の資格もそれぞれ A 型が保育士、B 型では保育士が 1 / 2 以上、C 型が家庭的保育者となっており、家庭的保育者は研修を受けた者という決まりがある。公定価格により算出される運営費の金額が A・B・C 型で変わってくる。国としては A 型の方に移行していく形で考えている様子。

柴崎委員：条例とは直接関係しないが、現在、幼稚園・保育園では補助が出ているが、認可外保育施設を利用している場合、兄弟で通っていても保護者は何も補助が受けられず、負担が大きい。他市町では、認可外保育施設への補助を行っていることもあると聞くので、来年度、新制度が始まるまで、まだ数か月あるので、市独自で支援をしてもらいたいという意見がある。

会長：条例には含まれないが、そういった現場の切実な生の声を今後、みなさんからたくさん聞かせてほしい。

事務局：パブリックコメントは終了したので、9 月の議会に条例を提出する。また、この条例については、全国一律で 9 月議会に提出する形で動いているので、あまり時間がなくて申し訳ないが、もし、ご意見等があれば、今日か明日くらいまでにいただきたい。

佐藤委員：確認だが、この条例はスタートラインとして、いろいろなものの定義づけを定め、条例が可決された後、具体的な施策を考えたり、実行していくということではないか。

事務局：これから家庭的保育事業等、新しい事業が始まるが、そちらについて、基準を満たした設備かどうか等を市が確認し、認可することになる。また、県が認可した幼稚園や保育園等の施設に、市が給付費を支給するにあたって、運営の確認という認可をする必要があり、そのための基準を条例で定めるものであり、今回は、事業計画に関わるものではなく、別の部分に関わる条例である。

(4) 保育の必要性の認定について (資料 4)

会長：新制度では就労時間の下限が変わり、短時間労働でも預けられるようになる。下限を下げれば利用者数は増えるので、難しいところ。

関口委員：今、説明された保育の必要性については、保育園や認定こども園に入る子どもだけが該当するのか。幼稚園の場合も新制度に入れば、該当してくるのか。

事務局：保育の必要性が関係してくるのは、保育園・認定こども園の 2・3号のみである。逆に、保育の必要性があっても、幼稚園に入りたければ 1号を選択することもできる。

阿久津委員：就労の下限を 64 時間にすることで保育を受ける子どもが増えるということだが、(2) で議論した量の見込みについては、64 時間が反映されたものか。下限が 80 時間から 64 時間になり、保育を受けられる子どもが増えるとしたら、その部分が二ーズに反映された方がいいと思うが。

事務局：二ーズ調査の集計では、就労の下限を 64 時間で計算している。

(5) その他

会長：次回会議については、9月30日(火)14:00とする。

閉 会